

令和元年版 成果レポート（案）

～成果の検証と改善に向けた取組～

令和元年 6 月

三 重 県

《子ども・福祉部抜粋版》

令和元年版 成果レポート(案)

【目次】

	頁
第2章 施策の取組（子ども・福祉部主担当 6施策）	1

	頁
131 障がい者の自立と共生	1
132 支え合いの福祉社会づくり	7
231 少子化対策を進めるための環境づくり	11
232 結婚・妊娠・出産の支援	17
233 子育て支援と家庭・幼児教育の充実	21
234 児童虐待の防止と社会的養護の推進	29

(参考) 用語説明	33
-----------	----

※ 本文中、「*」が付いている語句は、巻末の用語説明で説明を掲載しています。

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

障がい者が、必要な支援を受けながら、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、主体的に社会づくりに関わりながら自立した生活を営み、全ての県民が障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

令和元年度末での到達目標

障害福祉サービス等の充実により、障がい者がどこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。

さらに、障がい者の権利擁護の取組が進められるとともに、障がい者が働くことを通じた自己実現の機会や文化活動などに参加する機会が確保され、地域社会で自立した生活をしている障がい者が増えています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標を達成し、活動指標についてもほぼ目標を達成(見込)していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A(進んだ)、B(ある程度進んだ)、C(あまり進まなかった)、D(進まなかった)】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数(累計)	1,508人	1,614人	1,759人	1,894人	1.00	1,972人 <1,871人>
目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方						
目標項目の説明	グループホーム、福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活している障がい者数					
令和元年度目標値の考え方	「みえ障がい者共生社会づくりプラン」におけるグループホームの利用者見込数やこれまでの利用者数の実績等をふまえて目標値を設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		13101 障がい者の地域移行の推進と福祉サービスの充実（子ども・福祉部）	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	/	7,543人	7,963人	8,192人
		7,172人	7,672人	7,962人	集計中	/	
13102 障がい者の就労促進（子ども・福祉部）	一般就労へ移行した障がい者数	/	405人	415人	446人	0.98	480人
		395人	389人	417人	437人		/
13103 農林水産業と福祉との連携の促進（農林水産部）	農林水産業と福祉との連携取組数（累計）	/	74件	83件	98件	1.00	111件 <101件>
		65件	79件	94件	104件		/
13104 障がい者の相談支援体制の整備（子ども・福祉部）	相談支援事業における支援件数	/	61,006件	64,450件	64,450件	0.94	64,450件
		60,445件	67,744件	66,074件	60,334件		/
13105 精神障がい者の保健医療の確保（医療保健部）	精神障がい者の入院後1年以内に地域移行できた割合	/	90.0%	91.0%	91.5%	0.95	92.0%
		86.8%	87.6%	87.6%	86.8%		/
13106 障がい者の権利擁護と社会参加環境づくり（子ども・福祉部）	障害者差別解消法で努力義務等とされている県・市町等および関係団体の職員対応要領策定率	/	50.0%	86.8%	94.6%	1.00	100%
		26.3%	57.9%	91.9%	97.3%		/

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	12,913	13,573	14,349	14,970	15,319
概算人件費	/	712	666	651	/
（配置人員）	/	（78人）	（73人）	（73人）	/

- ①障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策に係る計画として、平成 30 年 3 月に策定した「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(2018~2020 年度)に基づき、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進に取り組みました。引き続き、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を進める必要があります。
- ②障がい者の地域移行を進めるため、通所施設やグループホームの整備を支援するとともに、福祉型障害児入所施設にコーディネーターを配置し、過齢児の地域移行を支援しました。今後も、通所施設やグループホームの整備を進めるとともに、障がい児支援に関する課題の解決に向けて取組を進める必要があります。また、医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、地域の支援体制の構築と受入体制の強化に取り組みました。今後も、医療と福祉が連携した、病院から地域までの途切れのない受け皿の整備に取り組む必要があります。
- ③福祉事業所における工賃向上等に向けて、専門家を派遣するとともに、受発注の仲介、調整、品質管理の指導等を行う共同受注窓口*の取組を支援しました。また、障害者優先調達推進法に基づく平成 30 年度調達方針を策定し、前年度と同額の 73,000 千円を調達目標額として、県の調達の拡大に取り組みました。引き続き、障がい者の働く場の拡充や工賃向上等の取組を進める必要があります。
- ④農福連携では、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会と連携し、農業ジョブトレーナー*の育成研修(74 人修了)、福祉事業所による農作業請負(施設外就労)の研修会や現地実証に取り組むとともに、ノウフク商品の販路拡大に向けたマルシェ(2 回)を開催しました。また、全ての都道府県が参加する農福連携全国都道府県ネットワークにおいて、農福連携の有効施策の実施に向けた、意見交換・現地検討会や国への提言活動を行うとともに、農福連携の P R に向けた首都圏等での企業等とのコラボマルシェ(3 回)や一般社団法人日本農福連携協会と連携し、農福連携の効果を把握するための全国調査に取り組みました。林福連携では、苗木生産事業者と福祉事業所が連携して生産に取り組んでいるツツジの挿し木苗が地元のみどりの少年隊により植樹されたほか、専門家からの助言をいただきながら木製製品の開発や改良に取り組む福祉事業所を市町や木工業者等とともに支援しました。水福連携では、カキ養殖に係る作業等の現地研修会の開催に取り組んだほか、海上において安全かつ効率的に作業を行うための障がい者育成プログラムの開発を行いました。引き続き、福祉事業所と農林水産事業者・関連企業等との連携機会の拡大と、農林水産分野に参入した福祉事業所の経営発展に向けた支援に取り組む必要があります。(創 16)
- ⑤自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい等の専門的な相談支援を実施するとともに、障がい者就業・生活支援センター等の広域的な相談支援により、障がい者の地域での生活を支援しました。また、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、相談支援専門員等の研修(相談支援従業者研修等:延べ 14 日開催 554 人修了、サービス管理責任者研修等:延べ 9 日開催 497 人修了)を実施し、人材育成を図りました。今後も引き続き、より効果的な相談支援体制となるよう見直しを進めるとともに、人材育成による相談支援の質の向上に努める必要があります。
- ⑥精神障がい者の地域移行や地域生活を支援するため、5 つの障害保健福祉圏域でピアサポーター*による地域移行支援を実施するとともに、鈴鹿・亀山圏域および津圏域においてアウトリーチ*事業を実施しました。今後は、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*」の構築に向けて、地域移行・地域生活支援の取組を一層進める必要があります。また、アルコール健康障害対策について、アルコール依存症治療拠点機関および専門医療機関を選定するなど、早期発見・早期介入の取組を推進しました。さらに、三重 DPAT*について、DMAT*等と協働の訓練を実施しました。今後も、災害発生に備え、体制強化が必要です。

- ⑦平成 30 年 10 月 1 日に施行された「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等について普及啓発活動に取り組むとともに、障がいを理由とした差別的取扱いや合理的な配慮の提供などに関する相談への対応を行いました。また、三重県障がい者差別解消支援協議会を開催し、相談事例や合理的な配慮の好事例などについて情報共有を図るとともに、関係機関と連携し、障がい者差別の解消に向けた取組を進めました。今後も、条例の普及啓発を進めるとともに、障がいを理由とした差別の解消のための体制強化を図る必要があります。
- ⑧障がい者虐待については、虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修（3 日間、371 人受講）を実施するとともに、専門家チームの活用により助言等を得ながら、虐待事案の発生した施設等に対し改善に向けた指導を行いました。今後も引き続き、障がい者虐待の防止に向けた取組を進める必要があります。
- ⑨平成 28 年度に策定した「三重県手話施策推進計画」に基づき、県民、事業者および学生向け手話講座（15 回、252 人受講）や、県職員や市町担当者等に対する手話研修（5 回、59 人受講）などの取組を進めました。今後も計画に基づき、手話を使用しやすい環境づくりに向けた施策を推進していく必要があります。
- ⑩障がい者の社会参加の推進を目的として 11 月 30 日から 12 月 1 日に伊賀市で「三重県障がい者芸術文化祭」（1,806 人参加）を開催しました。また、障がい者スポーツ教室やレクリエーション教室などの取組を進めました。引き続き、生きがいを実感できる共生社会づくりのための取組を進める必要があります。

・通所支援やグループホームの整備の支援、過齢児の地域移行の支援などの取組により、県民指標である「グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数」は 1,894 人となり、目標を達成できました。

令和元年度の取組方向 【子ども・福祉部 副部長 森 靖洋 電話：059-224-2317】

- ①「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（2018～2020 年度）に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、多様性を認め合い、生きがいおよび安心を実感できる共生社会づくりのための障がい者施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ②平成 31 年度社会福祉施設等整備方針に基づき、日中活動系サービス事業所やグループホームの整備を支援し、障がい者の地域移行を進めるとともに、福祉型障害児入所施設について、過齢児の地域移行や障がい児支援に関する課題の解決に向けて取り組みます。また、医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、各地域で構築された支援ネットワークを中心に、医療と福祉が連携した、病院から地域までの途切れのない受け皿整備を進めます。
- ③工賃向上に向けて、福祉事業所への専門家の派遣や共同受注窓口の運営支援を行うとともに、民間企業等への営業活動の強化、受発注のマッチングについて取組を進めます。また、障害者優先調達推進法に基づく令和元年度調達方針を策定し、調達目標額の達成に向けて各部局と連携しながら発注内容の切り分けや新たな発注の開拓など発注内容の多様化を進めることにより、一層の調達拡大を図ります。

- ④農福連携では、福祉事業所による施設外就労の取組を拡大するため、地域の障がい者支援組織や農協等が核となる福祉事業所と農業経営体等をマッチングする仕組みづくりに取り組みます。また、ノウフク商品の開発や販路拡大、ノウフクJASの認証取得に向けた取組を促進します。さらに、農福連携全国都道府県ネットワークにおいて、効果的な施策の実施に向け、意見交換会や国への提言活動を行うとともに、農福連携を広くPRするため、農福連携効果の全国調査やノウフク商品の発信等に取り組みます。林福連携では、引き続き、木工分野や苗木生産分野での福祉事業所と林業事業者とのコーディネートや技術指導に取り組みむとともに、キノコ生産分野において林福連携の取組の拡大を図ります。水福連携では、漁業者や福祉事業所等の連携のもと、地域が主体となって水福連携に取り組みむ体制づくりを支援するとともに、福祉事業所の職員等を地域における水福連携の推進を担う指導者として育成するための養成研修を実施します。(創16)
- ⑤より効果的な相談支援体制となるよう見直しを図りながら、専門的・広域的な相談支援により、障がい者の地域での生活を支援します。また、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づいた研修を実施し、相談支援専門員等の人材育成を図り、相談支援の質の向上に努めます。
- ⑥「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、アウトリーチ事業やピアサポーターを活用した地域移行・地域定着支援の取組について、事業実施圏域の拡大に努めるなど、さらなる事業の充実を図ります。また、アルコール健康障害対策については、アルコール依存症の自助グループと専門医療機関等との連携による早期発見・早期介入の取組や、相談体制の充実および効果的な啓発を行います。さらに、三重DPATについては、引き続きDMA T等との連携を図りながら、活動の質の向上を図るなど、さらなる体制強化に努めます。
- ⑦「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の普及啓発を進めるとともに、相談員を設置し、また、紛争解決を図るための体制を整備することにより、障がいを理由とした差別の解消に向けた体制の整備を図ります。また、相談事例や合理的な配慮の好事例などについて、三重県障がい者差別解消支援協議会において情報共有、検証を行い、障がい者差別の解消を図るための取組を進めます。
- ⑧障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、専門家チームを活用しながら虐待事案の発生した施設等に対し改善に向けた指導を行い、障がい者虐待の防止に向けた取組を進めます。
- ⑨「三重県手話施策推進計画」に基づき、引き続き、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等を行い、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現につなげる取組を推進します。
- ⑩障がい者団体等と協働して「三重県障がい者芸術文化祭」を開催するとともに、障がい者スポーツ教室やレクリエーション教室の開催など、障がい者が生きがいを実感できる共生社会づくりのための取組を進めることにより、障がい者の社会参加の促進を図ります。

* 「○」のついた項目は、令和元年度に特に注力するポイントを示しています。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な取組方向のめざす姿の達成に資する主な取組であり、検証レポートにも記載しています。

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

地域における支え合い体制づくりが進み、高齢者、障がい者、生活困窮者などが、質の高い福祉サービスや必要とする支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、元気な高齢者が地域の担い手となって地域を支え、生きがいを感じて生活しています。

令和元年度末での到達目標

高齢者、障がい者、生活困窮者などが地域で安心して暮らすことができるとともに、高齢者が生きがいを感じて生活しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	目標の達成が困難な活動指標もありますが、県民指標の実績値は平成 29 年度を上回り、目標をほぼ達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		令和元年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
日常生活自立 支援事業の利用 者数		1,620 人	1,720 人	1,820 人	0.99	1,920 人
	1,585 人	1,687 人	1,776 人	1,816 人		
目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	県社会福祉協議会の県日常生活自立支援センターが実施する日常生活自立支援事業の契約人数					
令和元年度 目標値の考え方	日常生活自立支援事業のこれまでの利用者数の状況や、平成 27 年度の制度見直し後の利用状況等をふまえた上で、この事業の利用がさらに促進されるよう目標値を設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		13201 地域福祉活動の推進（子ども・福祉部）	民生委員・児童委員の相談支援件数	/	107,000件	107,000件	107,000件
		102,078件	96,201件	90,874件	92,071件 (速報値)	/	
13202 質の高い福祉サービスの提供（子ども・福祉部）	第三者評価を受審した福祉施設の数	/	25施設	30施設	35施設	0.89	40施設
		12施設	37施設	33施設	31施設		/
13203 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（子ども・福祉部）	「おもいやり駐車場」の登録施設数	/	2,040施設	2,080施設	2,160施設	1.00	2,160施設
		2,028施設	2,075施設	2,122施設	2,160施設		/
13204 高齢者の社会参加環境づくり（医療保健部）	地域で社会参加や生活支援サービスの担い手として活動する高齢者団体数（累計）	/	39団体	57団体	82団体	1.00	108団体 <87団体>
		29団体	51団体	78団体	93団体		/
13205 生活困窮者の生活保障と自立支援（子ども・福祉部）	就労支援を行う生活困窮者の人数	/	375人	430人	485人	0.66	540人
		270人	280人	251人	321人		/
13206 戦没者遺族等の支援（子ども・福祉部）	県および全国戦没者追悼式への若年世代の参加者数	/	35人	44人	54人	0.37	64人
		31人	20人	21人	20人		/

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	4,372	4,145	4,272	4,399	4,250
概算人件費	/	529	511	508	/
(配置人員)	/	(58人)	(56人)	(57人)	/

平成30年度の実績概要と成果、残された課題

①判断能力が不十分な高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの適切な利用や日常生活における金銭管理を支援する日常生活自立支援事業の取組を行いました。単身高齢者や認知症高齢者の増加等により、当事業の利用者は年々増加し、今後も増加が見込まれることから、引き続き、適切な実施体制を確保する必要があります。

- ②地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員について、研修（3研修、延べ3,771人参加）を実施するなど、その活動を支援しました。地域においてさまざまな課題を抱える人が増加する中、引き続き、住民の最も身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動を、市町とも連携しながら支援していく必要があります。
- ③社会福祉法人や介護保険・障がい福祉サービス事業者等への指導監査について、連絡会議や研修会の開催により、市町と連携を図りながら適切に実施するとともに、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上などに係る社会福祉法人制度改革についての研修会等により社会福祉法人に対する情報提供を行いました。引き続き、市町と連携して指導監査にあたりるとともに、増大する事業所に対する効果的、効率的な監査を行う必要があります。また、社会福祉法人が制度改革の趣旨に基づき適切に運営されるよう支援する必要があります。
- ④質の高い福祉サービスが提供できるよう、福祉施設に対して第三者評価の受審を促すとともに、福祉サービスに関する利用者からの苦情に対応する適切な体制の整備を進めました。今後も福祉サービスの質の向上が求められていることから、引き続き、福祉施設の第三者評価等の取組や福祉サービスに関する利用者からの苦情に対応する適切な体制の整備を進めていく必要があります。
- ⑤ユニバーサルデザインをテーマとする学校出前授業や団体等への研修、「三重おもいやり駐車場利用証制度」普及啓発キャンペーン、「おもいやり駐車場」設置に係る事業者等への協力依頼等を実施（登録施設数2,160施設）するとともに、ヘルプマークの普及のため、必要な方への配布やヘルプマーク・アンバサダーと連携した啓発の取組を進めました。また、ユニバーサルデザインのまちづくりを計画的、総合的に推進するため、「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2019-2022）」を策定しました。引き続き、ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図るため、さまざまな主体と連携してユニバーサルデザインの意識づくりに取り組む必要があります。
- ⑥商業施設等が全ての人に使いやすいものとなるよう、ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準や適合証の取組等の普及啓発を進めました。また、交通事業者が行う駅舎等のバリアフリー化を支援しました。引き続き、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備や駅舎等のバリアフリー化を促進する必要があります。
- ⑦高齢者の社会参加の促進や地域における生活支援サービスの担い手となる高齢者団体の養成に向けて、老人クラブの活動費の助成や地域シニアリーダー養成研修（3市町、15団体）等を実施しました。また、全国健康福祉祭（ねんりんピック）*へ選手・監督（127人）を派遣しました。一人暮らしの高齢者や認知症高齢者が増加し、ゴミ出し等の生活支援サービスのニーズが高まっている中で、元気な高齢者が生活支援の担い手となることが期待されています。
- ⑧生活保護受給者への支援が適切に行われるよう福祉事務所に対して事務監査、職員研修（延べ158人受講）を実施するとともに、生活保護受給者の自立に向け、ハローワーク等との連携により就労支援を行いました。また、生活困窮者自立支援法に基づき、相談窓口において把握した生活困窮者に対して、個々の状況に応じた支援計画を策定するなど、関係機関等と連携して就労支援に取り組み、平成30年度は321人の方への支援を行いました。引き続き、生活保護受給者を含む生活困窮者の生活の保障と自立に向けた支援を進めるため、相談窓口を設置している福祉事務所設置自治体に対して、職員の研修の実施や情報提供等を行うとともに、ハローワークや関係機関等との連携を強化し、就労支援を行っていく必要があります。
- ⑨県戦没者追悼式を開催し、子どもの献花等を行うとともに、全国戦没者追悼式に18歳未満の子どもたちを派遣しました。今後も、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承するため、若い世代の参加を促していく必要があります。

- ・単身高齢者や認知症高齢者の増加等により、当事業の利用者は年々増加し、平成 29 年度の実績値を上回る 1,816 人となったものの、県民指標の目標はわずかに下回りました。しかし、今後も利用者の増加は見込まれることから、引き続き、適切な実施体制を確保する必要があります。

令和元年度の取組方向 【子ども・福祉部 副部長 森 靖洋 電話：059-224-2317】

- ①判断能力が不十分な高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、日常生活自立支援事業の取組を進めます。
- ②地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員について、3年の任期満了に伴う一斉改選の手続きを本年12月1日に行うとともに、民生委員・児童委員の活動を支援するため、市町とも連携しながら、制度の一層の周知や民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを進めます。また、地域共生社会の実現に向けて、県内全域で地域福祉をより一層推進していくため、新たな地域福祉支援計画を策定するとともに、犯罪をした者等が、地域社会と関わりを持ちながら日常生活を営めるよう支援していくため、地域福祉支援計画とも整合させながら、地方再犯防止推進計画を策定します。
- ③社会福祉法人や介護保険・障がい福祉サービス事業者等への指導監査について、市町と連携しながら、引き続き効果的、効率的な指導監査を実施します。また、社会福祉法人が制度改革の趣旨に基づき適切に運営されるよう、所轄庁間（県と市）で連携して支援します。
- ④質の高い福祉サービスが安定的に提供されるよう、福祉施設の第三者評価の取組や福祉サービスに関する利用者からの苦情に対応する適切な体制の整備を進めます。
- ⑤平成31年3月に策定した「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画(2019-2022)」に基づき、さまざまな主体と連携し、ヘルプマーク、「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発や学校出前授業の実施など、地域における身近なユニバーサルデザインの取組を進めます。
- ⑥事業者・設計者等の理解、協力を得ながら、市町や関係機関等との連携のもと、ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準等の普及啓発や県有施設におけるユニバーサルデザインの施設づくりに取り組み、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備を促進します。また、交通事業者が行う駅舎等のバリアフリー化の支援等を行います。
- ⑦元気な高齢者が生活支援サービスの担い手として活躍できるよう研修を実施するとともに、老人クラブによる地域貢献等の活動を支援します。また、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に三重県選手団を派遣します。
- ⑧生活困窮の程度に応じて必要な保護を行うとともに、保護受給者の状況に応じ、就労による経済的自立や健康管理等による日常生活自立に向けた支援に取り組みます。生活困窮者自立支援対策については、三重県生活相談支援センターを中心に関係機関等と連携を図り、就労支援等の自立支援に取り組みるとともに、相談窓口を設置している福祉事務所設置自治体に対して職員の研修や情報提供等を実施し、県内全体として生活困窮者支援の取組が充実、強化されるよう関係機関との連携を進めていきます。
- ⑨県戦没者追悼式および全国戦没者追悼式等の戦没者慰霊事業に若い世代の参加を促し、平和への思いを次世代に継承していきます。

* 「○」のついた項目は、令和元年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、さまざまな主体との連携による少子化対策の取組が進み、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる環境づくりが進んでいます。

令和元年度末での到達目標

県をはじめとするさまざまな主体が「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき取組を進めることにより、子どもの育ちを見守り、子育て家庭を応援する地域社会づくりが進んでいると実感しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については目標を達成できませんでしたが、フィルタリングサービス利用率の目標を達成するなど、子どもの育ちを支える取組が進むとともに、みえの育児男子プロジェクトに関する目標も達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合（創自）	53.4%	59.0% 52.1%	60.0% 52.2%	61.0% 50.6% (速報値)	0.83	62.0%
目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「みえ県民意識調査」で地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合					
令和元年度目標値の考え方	スマイルプランの総合目標の設定根拠（平成25年度の実績値56.0%をもとに毎年1ポイントずつ上昇）に基づき設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		23101 少子化対策を進めるための機運醸成（子ども・福祉部）	みえ子どもスマイルネット*の月間平均アクセス数		28,000件	29,000件	30,000件
		27,776件	23,740件	28,854件	29,397件		
23102 子どもの育ちを支える地域社会づくり（子ども・福祉部）	子育て家庭応援クーポン協賛店舗数		1,020店舗	1,680店舗	2,340店舗	0.75	3,000店舗
		419店舗	1,286店舗	1,485店舗	1,763店舗		
	青少年が使用する携帯電話等のフィルタリングサービス利用率		62.5%	65.0%	69.1%	1.00	72.4%
		59.1%	62.5%	65.6%	73.0%		
23103 ライフプラン教育の推進（子ども・福祉部）	ライフプラン教育を実施している市町の数（創1）		20市町	23市町	26市町	0.96	29市町
		19市町	22市町	25市町	25市町		
	県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合（創1）		60.0%	75.0%	90.0%	0.88	100%
		58.6%	62.1%	69.0%	78.9%		
23104 男性の育児参画の推進（子ども・福祉部）	「みえの育児男子プロジェクト*」に参加した企業、団体数（累計）（創11）		120 企業・団体	180 企業・団体	240 企業・団体	1.00	300 企業・団体
		79 企業・団体	149 企業・団体	209 企業・団体	253 企業・団体		

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	211	216	196	272	320
概算人件費		119	110	89	
（配置人員）		（13人）	（12人）	（10人）	

平成30年度の取組概要と成果、残された課題

①県民の結婚や出産等について理想と現実にギャップが生じています。そのため、結婚したい人が結婚でき、子どもを産みたい人が安心して産み育てられる地域社会づくりに向けて、さまざまな主体の参画を得ながら「希望がかなうみえ子どもスマイルプラン」（以下「スマイルプラン」という。）に基づき、「少子化対策推進県民会議」や「みえ・たい³（たいキューブ）・スイッチ*」関連イベントによる機運醸成、「みえ子どもスマイルネット」による情報発信等に取り組みました。これらの取組により「みえ子どもスマイルネット」の月間平均アクセス数は29,397件となりました。令和元年度が現行のスマイルプランの最終年度にあたることから、目標達成に向けて着実に取組を進める必要があります。

- ②「家庭の小規模化」や「地域のつながりの希薄化」といった流れの中で、家庭が孤立しがちとなる傾向もあることから、子育て家庭の支援に関心や意欲のある方や祖父母等を対象にした人材育成を行いました（子育て・子育てマイスター養成講座：57人受講、孫育て講座：64人受講）。社会全体で子育ての負担や不安を軽減していく必要があることから、地域のさまざまな主体が子育て家庭を支えることができるよう、市町と連携した、ニーズに応じた人材の育成やスキルアップに向けた取組が求められています。
- ③企業や団体等のさまざまな主体が加盟する「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して「子育て応援わくわくフェスタ」等の取組を進めました。また、子育て世帯を対象に、協賛店で提示すると割引やサービスなどの特典を受けられる「子育て家庭応援クーポン」（協賛店舗数 1,763 店舗）にも取り組みました。今後も企業や団体等と連携し、子育て支援をはじめとするさまざまな活動を進めていく必要があります。さらに、県とイオンとの包括提携協定の取組の一環として、イオンの電子マネーカードのご当地WAONの仕組み（利用金額の一部を寄附）を活用し、三重の未来を担う子どもたちや子育て家庭を応援する事業に役立てる「みえ 子育てWAON」を発行し、財源の確保に努めました。加えて、個室可動型ナースingle room（mamaro：ママロ）*を開発したTrim社と子育て支援等に関する包括的連携協定を全国で初めて締結し、都道府県で初めてmamaroを設置しました。
- ④三重県子ども条例の基本理念である「子どもを権利の主体として尊重すること」をふまえ、子どもからの相談を受け付ける「こどもほっとダイヤル」に取り組むとともに、子どもたちの意見をさまざまな施策に反映するため、「キッズ・モニター」によるアンケート調査を実施しました。また、小・中・高校生や保護者、県民を対象に子どもに係る意識調査を実施し、「みえの子ども白書2019」をとりまとめました。ここからは、子どもが悩み等を家の人や誰かに相談することと自己肯定感に関係性がみられ、親子の会話やふれあいを促す家庭教育の取組や地域で子どもを育てていくという機運の醸成が必要であるなどの課題が明らかになりました。加えて、子どもが夢を実現するために主体的に取り組む活動を支援する「みえの子ども『夢☆実☆現』応援プロジェクト」に取り組みました。今後も子どもが主体的に取り組むさまざまな活動を支援していく必要があります。
- ⑤有害情報の氾濫やインターネット上でのトラブルの増加をふまえ、三重県青少年健全育成条例に基づき、立入調査や青少年の使用する携帯電話のフィルタリングサービス利用率の向上に取り組む、利用率が平成29年度の65.6%から平成30年度は73.0%へ増加しました。今後も関係機関と連携し、子どもの健全な成長を阻害するおそれのある有害環境から社会全体で子どもを保護し、健全な育成を図る必要があります。
- ⑥小中学生を対象とした「赤ちゃんふれあい体験事業」（1町）や中学生に対する「命の教育セミナー」（2町）を実施しました。引き続き、小中学生が家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性の多様性を含む性に関する医学的に正しい知識を習得できるよう、ライフプラン教育に取り組む市町を支援するとともに、思春期ライフプランウェブコンテンツの周知などの情報提供に取り組む必要があります。（創1）
- ⑦子どもたちが妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフプランを考えられるよう、県立学校を対象に講師を派遣して講演会を実施（18校19回）するとともに、生徒が将来の家族の大切さについて認識を深められるよう、保育実習や講演会を実施しました（保育実習6校、講演会11校）。また、幼稚園および公立小中学校等の教員を対象に家庭生活について考える講演会を実施しました。今後も関係団体等の協力を得て、各学校の取組を支援していく必要があります。（創1）

- ⑧高校生や大学生、若い世代では、妊娠・出産や性の多様性を含む性に関する医学的情報等を習得する機会が少ないことから、大学や企業、医療関係機関等と連携し、家族の大切さや、妊娠・出産、性に関する知識を習得する機会を設けました。今後も大学等と連携して、高校生や大学生、若い世代が自らのライフプランを考えるきっかけとなる普及啓発を進める必要があります。
- ⑨「父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき」と考える人の割合は若い人ほど高い傾向にある中で、女性に比べて男性の家事・育児への参加時間が短いという調査結果があることから、「みえの育児男子プロジェクト」として男性の育児参画の推進に取り組みました。当プロジェクトでは、「ステキな育児をしている男性」等を表彰する「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」を実施しました（応募件数：651件）。また、父と子の自然体験取組をSNSにより発信するなどの普及啓発を行いました。引き続き、職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方を啓発していく必要があります。また、男性の育児参画の推進には、職場環境や風土も重要であることから、広く企業にイクボス*の必要性等を伝える「みえのイクボス伝道師」を育成（27人）するとともに、イクボスの推進について連合や経営者協会に働きかけ、労使による主体的な取組につなげました。今後は企業の間管理層に浸透させることが必要です。（創11）

・県民指標については、目標を達成できませんでした。当該指標は「みえ県民意識調査」の結果をもとに算出しており、過去の調査結果の傾向を属性別に見ると、女性より男性、専業主婦等より正規職員、複数世代世帯より単独世帯のほうが実感割合が低いことから、家庭や地域等において子どもと接する機会の多寡が実感に影響していることが考えられます。

そのため、男性の育児参画の推進、仕事と家庭の両立支援のほか、子どもと接する機会の少ない人に子育てに関する活動等への参加を促すための取組など、子どもとの関わりを増やし、地域で子どもを育てていくという機運の醸成が必要です。

令和元年度の取組方向 【子ども・福祉部 次長 中山 恵里子 電話：059-224-2317】

- ①スマイルプランについて、PDCAサイクルを回しながら目標達成に向けて進行管理を行うとともに、これまでの取組結果や「少子化対策推進県民会議」の意見等をふまえ、計画を改定します。また、「みえ・たい³（たいキューブ）・スイッチ」関連イベントを開催し、引き続き、さまざまな主体と連携しながら少子化対策を進めるための機運醸成に取り組みます。さらに、「みえ子どもスマイルネット」の内容を充実し、情報発信等を進めることで、少子化対策を進めるための機運醸成を図ります。このほか、国の地域少子化対策重点推進交付金等を活用した取組を進めるとともに、市町の少子化対策の取組が推進されるようノウハウの提供や財政的支援を行います。
- ②地域における子育て家庭の応援や家庭教育支援の取組を促進するため、引き続き市町と連携し、子育て家庭の支援に関心や意欲のある方や祖父母等を対象に人材育成を行うとともに、これまでに育成した人材のフォローアップ研修を行います。
- ③企業、団体等のさまざまな主体が加盟する「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、地域全体で子育て家庭を応援する機運をより高めるため、「子ども応援わくわくフェスタ」等を実施するとともに、「子育て家庭応援クーポン」協賛店舗の拡大などに取り組みます。
- ④子ども一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができる地域社会づくりをめざし、三重県子ども条例の普及啓発や、子どもからの相談電話「こどもほっとダイヤル」を引き続き実施するとともに、子どもが夢の実現のために主体的に取り組むさまざまな活動を応援する取組を進めます。

- ⑤三重県青少年健全育成条例に基づく取組に加え、関係機関と連携し、子どもを持つ親等に対して、ネット被害防止の重要性やフィルタリングサービスの必要性、家庭における携帯電話利用のルールづくり等の啓発を引き続き進めることにより、青少年の使用する携帯電話のフィルタリングサービス利用率の向上をめざします。
- ⑥子どもたちが、家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性の多様性を含む性に関する医学的に正しい知識を習得できるよう情報提供を行うとともに、ライフプラン教育に取り組む市町の拡大に向け、働きかけを行います。 (創1)
- ⑦県立高等学校が開催するライフプラン教育に関する保育実習、講演会等について、関係団体等の協力を得て、各校の実態に応じた成果が得られるよう引き続き支援します。また、幼稚園および公立小中学校で、家庭生活や家族の大切さ・役割を考える授業の充実が図られるよう、引き続き教員等を対象とした講演会を開催します。 (創1)
- ⑧高校生や大学生、企業の若手従業員に対し、結婚、妊娠・出産や性の多様性を含む性に関する医学的情報に加えて、子育てと仕事の両立などを含めた総合的な情報を提供することで自らのライフプランを考えるきっかけとなる講座を開催します。
- ⑨「みえの育児男子プロジェクト」の取組として、男性の育児参画への関心を高める普及啓発を引き続き進めるとともに、企業の中間マネジメント層におけるイクボスへの理解の促進、子育てしやすい職場風土の醸成に向けた意見交換会の実施など、企業等におけるイクボス推進取組の一層の拡大を図ります。 (創11)

* 「○」のついた項目は、令和元年度に特に注力するポイントを示しています。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な取組方向のめざす姿の達成に資する主な取組であり、検証レポートにも記載しています。

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けて、社会全体で結婚や家族形成を希望する人を応援する取組が進んでいます。また、不妊に悩む夫婦の負担が軽減され、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりが進んでいます。

令和元年度末での到達目標

市町や関係団体と連携が図られ、結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けた取組が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標を達成し、活動指標についてもほぼ目標を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数（創8）	/	26市町	27市町	29市町	1.00	29市町
	24市町	24市町	29市町	29市町		/
目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方						
目標項目の説明	子育て世代包括支援センター等、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数					
令和元年度目標値の考え方	全ての市町で切れ目のない妊産婦・乳幼児への母子保健対策（ポピュレーションアプローチ）を行えるよう、目標値を設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		23201 出逢いの支援（子ども・福祉部）	出逢いの場の情報提供数（創6）	125件	180件 150件	200件 205件	220件 263件
23202 不妊に悩む家族への支援（子ども・福祉部）	県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数（創7）	10市町	13市町 14市町	16市町 16市町	18市町 16市町	0.89	20市町
23203 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実（子ども・福祉部）	妊娠届出時等に医療機関と情報提供等の連携をした市町数	25市町	26市町 28市町	29市町 29市町	29市町 29市町	1.00	29市町

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	963	935	1,184	1,027	988
概算人件費		91	110	80	
（配置人員）		（10人）	（12人）	（9人）	

平成30年度の取組概要と成果、残された課題

- ①平成26年度に「みえ出逢いサポートセンター」（以下「センター」という。）を設置し、結婚を希望する人に情報提供を行っています。また、平成29年度に実施した、結婚、出産、子育て等に関する大規模な意識調査結果をふまえて、「みえの出逢い支援等実施計画」を策定し、これに基づく出逢い支援の取組を進めました。取組を進めるにあたり、企業、団体、市町等さまざまな主体との協創による取組を重視し、三重県美容業生活衛生同業組合加盟美容院等を通じたセンターの認知度向上等の取組、市町との情報共有、意見交換のための会議（年2回）などを実施しました。また、現在結婚していない理由は「出会いがない」が最多である中、センターの認知度を高め、より多くの方に活用いただく必要があります。さらに、職場からの結婚支援については、従業員と事業所双方とも約7割が「望ましい」と考えており、企業による従業員への結婚支援の取組を支援する必要があります。今後もさまざまな主体と連携した取組を進めていく必要があります。（創6）
- ②特定不妊治療（男性不妊治療を含む）や不育症、一般不妊治療に対する助成を実施しました。また、不妊や不育に悩む夫婦への専門相談、不妊症に関する講演会や交流会を行いました。今後も特定不妊治療等に対する経済的支援を行うとともに、精神的な負担を軽減するための専門的な相談等の取組が必要です。（創7）

③「出産・育児まるっとサポートみえ*(三重県版ネウボラ)」の取組として、産後の子育ての負担感や孤立感を軽減するための産後ケア事業や産前・産後サポート事業に従事する保健師等専門職を対象とした研修会(5回、延べ159人受講)、母子保健コーディネーターの育成(28人)を行うとともに、市町の課題解決に向けた取組を支援する母子保健体制構築アドバイザー事業を実施しました。今後も各市町が実情に応じた母子保健体制の整備や事業の充実化を図ることができるよう、各市町の母子保健体制の核となる人材の育成とともに、市町の課題解決に向けた取組への支援が必要です。

(創8)

④妊娠届出時のアンケートを活用し、特定妊婦の早期把握や支援について検討を行いました。今後も産婦健康診査事業などを活用した途切れない支援のための的確なアセスメントや関係機関との連携強化が必要です。

⑤母子保健における諸問題についての研究討議や事業推進に功績のあった個人および団体を表彰することを通じて、子育てを社会全体で応援する機運を醸成するとともに、事業の一層の推進を図るため、健やか親子21全国大会(3日間、延べ約1,700人参加)を開催しました。

・母子保健体制構築アドバイザーによる市町支援等の取組により、全ての市町で総合的な相談窓口が設置されることになり、「県民指標」については目標を達成できました。

令和元年度の取組方向 【子ども・福祉部 次長 中山 恵里子 電話：059-224-2317】

○①結婚を望む人に対し、出逢いの場の情報提供を進めるため、「みえの出逢い支援等実施計画」に基づき、企業・団体と連携した情報発信の強化を進めます。また、引き続きセンターが中心となり、市町や企業、団体等が行う、結婚を望む人のニーズに応じた出逢いの場づくりの支援を行うなど、さまざまな主体との協創による取組を進めます。さらに、結婚を望む人を社会全体で応援する地域づくりを進めるため、市町や企業等さまざまな主体と連携し、引き続き機運の醸成に取り組みます。

(創6)

②特定不妊治療費(男性不妊治療含む)の助成や「不妊専門相談センター」における電話相談・面接相談を実施するとともに、県独自の不妊治療助成事業に取り組む市町が拡大するよう、市町への働きかけを行います。また、仕事と不妊治療の両立を進めるため、企業向けの講演会の開催やリーフレットの作成により、職場における不妊治療への理解を深めるとともに、取組状況調査を行い、不妊治療を受けやすい環境づくりに向けた支援のあり方について検討します。さらに、小児、思春期、若年のがん患者が、経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるよう、がん治療前に行う妊孕性温存治療に対して助成します。

(創7)

③県内のどの地域においても安心して子どもを産み、育てられ、子どもが健やかに育つ三重県の実現に向けて、「健やか親子いきいきプランみえ(第2次)」の中間評価を行い、計画を見直します。また、各市町において、妊娠・出産から育児に至るまでの間、切れ目なく母子保健サービスが提供されるよう、人材の育成とともに、「子育て世代包括支援センター」の設置をはじめ、各市町の実情に応じた母子保健体制の構築に向けた支援を行います。

(創8)

④引き続き、妊娠届出時のアンケートを活用し、特定妊婦の早期把握や支援につなげていきます。また、産婦健康診査事業が市町で円滑に実施されるよう、妊娠届出時アンケート情報や産婦健診情報の活用に向けた検討を行うとともに、関係機関との連携強化に取り組みます。

* 「○」のついた項目は、令和元年度に特に注力するポイントを示しています。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な取組方向のめざす姿の達成に資する主な取組であり、検証レポートにも記載しています。

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

障がいの有無や生まれ育った環境に関わらず、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整っています。

「教育の原点」である家庭がその役割を果たすとともに、子どもたちに遊びや体験活動等をおして、人間形成の基礎が培われています。

令和元年度末での到達目標

子育て支援サービス等が、地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して子育てのできる体制整備が進んでいます。

また、幼稚園・認定こども園・保育所から小学校への円滑な接続がなされるよう、連携した取組が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	県民指標について目標を達成できず、活動指標についても5項目中2項目の達成にとどまったため、「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	------------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
保育所の待機児童数(創10)	/	73人	48人	24人	0.30	0人
	98人	101人	100人	80人		/
目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方						
目標項目の説明	4月1日現在における保育所の待機児童の数					
令和元年度目標値の考え方	保育所における待機児童をなくすことをめざし、令和元年度の目標値を設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		23301 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援（子ども・福祉部）	放課後児童クラブの待機児童数（創10）	86人	64人	42人	21人
23302 子どもの貧困対策の推進（子ども・福祉部）	生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数（創2）	23市町	24市町	25市町	27市町	1.00	29市町
23303 発達支援が必要な子どもへの支援（子ども・福祉部）	「CLM*と個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合（創12）	40.8%	50.0%	55.0%	65.0%	0.83	75.0%
23304 家庭・幼児教育の充実（教育委員会）	家庭教育を支援する市町・団体数（累計）（創10）	12市町・団体	27市町・団体	43市町・団体	59市町・団体	1.00	110市町・団体 <74市町・団体>
	小学校の児童との交流を行った幼稚園等の割合（創10）	65.6%	76.3%	84.2%	92.0%	0.63	100%

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	18,600	26,921	21,505	21,892	23,592
概算人件費		1,707	1,734	1,668	
（配置人員）		（187人）	（190人）	（187人）	

平成30年度の実行概要と成果、残された課題

- ①「三重県子ども・子育て支援事業支援計画*」に基づき、幼児期の教育の総合的な提供等が適切に実施されるよう市町を支援しました。今後も、本計画に基づく施策の実施状況について、継続的に点検、評価を行い、取組の見直しを行っていく必要があります。また、令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」が実施されるため、国による制度設計の情報を市町や関係団体に周知するなど、適切に対応していくことが必要です。

- ②待機児童を解消するため、保育所等の整備への支援や、私立保育所等に年度当初から保育士を加配して、低年齢児保育の充実を図る市町への支援（14市町）を行いました。また、保育士・保育所支援センターにおいて、就労相談（44件）や新任保育士の就業継続支援研修（2会場、180人受講）、保育所の管理者・経営者を対象としたマネジメント研修（4会場、174人受講）を実施するとともに、保育士修学資金等の貸付（新規30人、継続29人）を行いました。あわせて、保育士資格を有する方で保育士として働いていない県内の潜在保育士（約11,000人）に対して就労等意識調査を実施しました。その結果を分析し、潜在保育士や新たに保育士をめざす方への就労促進や、早期離職の防止を図る取組を進める必要があります。さらに、経験年数や研修による技能の習得による保育士等の処遇改善の要件となるキャリアアップ研修（16回、修了者2,066人）を実施しました。受講要件の経過期間中（令和3年度末まで）に全ての保育士等が研修を受講できるよう、計画的に進めていく必要があります。家庭環境に対する配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、児童の処遇の向上を図る市町を支援（4市）するとともに、専門性の向上に向けた人権保育研修（25回、615人受講）を実施しました。引き続き、質の高い教育・保育の取組を支援していく必要があります。（創10）
- ③病児・病後児保育*事業の施設整備および運営を支援しました。引き続き、病児・病後児保育に取り組む市町を増やしていく必要があります。
- ④放課後児童対策を推進するため、放課後児童クラブの整備や運営への支援を行うとともに、放課後児童支援員認定資格研修（修了者301人）や子育て支援員研修（修了者32人）を実施しました。引き続き、待機児童の解消に努めるとともに、保育の質の向上や人材確保に努める必要があります。（創10）
- ⑤「三重県子どもの貧困対策推進会議」の取組の一環として、行政や子どもの貧困対策に取り組む団体等を対象に講演会や意見交換などを行いました。今後も子どもの貧困対策に関わるさまざまな団体間での顔の見える関係づくりや連携強化を支援する必要があります。また、平成29年度に実施した子ども食堂の実態調査の結果をふまえ、多くの団体が活動に参画できるよう、運営等のノウハウをまとめたハンドブックを作成するとともに、子ども食堂開設講座（76人参加）を開催しました。さらに、県内の子ども食堂関係者をつなぐ「三重こども食堂ネットワーク」の設立を支援しました。子ども食堂を拡充するために、食材の調達やボランティアの確保などさまざまな課題に対して取り組む同ネットワークの活動を支援する必要があります。（創2）
- ⑥三重県母子・父子福祉センターを中心に、ひとり親家庭の親への就業支援を行うとともに、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、日常生活支援を行う市町への補助（9市町）を行いました。ひとり親家庭の自立を促進するため、三重県母子・父子福祉センターの周知を行うとともに、他団体とも連携し、就業支援や相談対応の充実等を図る必要があります。（創2）
- ⑦ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する市町へ補助（7市）するとともに、生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の子どもの学習支援（26市町）等を行いました。ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の子どもへの学習支援等が、全ての市町で利用できるよう働きかける必要があります。（創2）
- ⑧私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人（21法人）に対する助成や給付金の支給（1,126人）等により、保護者等の経済的負担の軽減を行いました。引き続き、保護者等の経済的負担軽減のため、支援を行う必要があります。

⑨県立高等学校授業料に充てる就学支援金の支給のため、一定の要件を満たす世帯に属する生徒 32,340 人に対し、就学支援金受給資格を認定しました。低所得世帯における授業料以外の教育費負担を軽減するため、3,995 人に対して奨学給付金を支給しました。また、通信制を除く非課税世帯の第 1 子の給付額を増額しました。経済的理由により修学が困難な者 594 人に対し、修学奨学金を貸与しました。引き続き、これらの制度のきめ細かな周知を行っていく必要があります。

小中学校入学時の学用品等の購入費用についても、各家庭の負担が大きいことから、就学援助費のうち「新入学学用品費等」の前倒し支給の検討を各市町へ働きかけました。その結果、前倒し支給を行う市町が平成 30 年度の小学生 17 市町、中学生 24 市町から、令和元年度は小学生 25 市町、中学生 27 市町と、小中学校ともに増加しました。

⑩県立子ども心身発達医療センターにおいて、併設する県立かがやき特別支援学校（分校）と連携しながら、専門性の高い医療、福祉サービスの提供を行いました。外来初診待機等の改善に向けて、診療体制を充実させるとともに、地域の医療・福祉機関等との連携を深め、地域における支援体制を強化していく必要があります。（創 12）

⑪途切れのない発達支援体制の構築に向けて、市町の総合支援窓口との連携強化や専門的な人材育成を行うとともに、「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入に取り組みました。支援の必要な児童を就学前に早期発見・支援するため、さらに導入を促進する必要があります。（創 12）

⑫乳幼児から小学生の子を持つ保護者などに対し、子育ての不安感や負担感を軽減するため、市町、三重県 P T A 連合会、県教育委員会と連携し、保護者同士が子育ての悩みや意見交換を行うワークショップ（8 か所、413 人参加）やその進行役の養成講座（7 か所、234 人参加）を開催しました。さらに多くの保護者にこの取組が浸透し、子育ての不安感や負担感を軽減するために、取組を継続する必要があります。また、第 2 子の壁を乗り越えられるかは第 1 子の子育てへの男性の関与が大きく影響していることから、企業や団体等と連携して、子育てへの父親の参画を進める必要があります。

⑬子どもの頃の自然体験が豊富な人ほど、意欲・関心や規範意識が高いという調査結果があることから、自然体験を通じた子どもの「生き抜いていく力」を育む野外体験保育を推進しました。今後も野外体験保育の普及啓発や事例研究を関係機関と連携して進めるとともに、これらの取組を進める上で核となる人材の育成が必要です。

⑭平成 28 年度に策定した「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、5 市町においてモデル事業を実施し、地域の実態をふまえたネットワークづくりや人材育成等を進めたほか、家庭教育に関する市町担当者会議を開催して事例の共有や情報交換を行い、家庭教育応援の取組を推進しました。引き続き、「教育の原点」である家庭がその役割を十分に果たせるよう、家庭の自主性を尊重しながら、市町やさまざまな主体等と連携し、家庭や地域の実態に応じた取組を進める必要があります。（創 10）

⑮あたたかい思いやりの気持ちを広げ、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりを進めるため、「ありがとうの一行詩コンクール」を実施し、15,000 件を超える応募がありました。今後も企業や地域と連携しながら、家族や大切な人へ感謝の気持ちを伝える大切さを啓発する必要があります。

⑯個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・経営する学校法人を支援しました。子ども・子育て支援新制度*に移行した私立幼稚園は、60 園のうち 28 園となりました。平成 30 年 7 月に実施した意向調査によると、さらに 7 園が移行を希望しており、円滑な移行ができるよう、引き続き支援していく必要があります。

⑰幼稚園教諭や保育士等の専門性を高めるための新任研修や園内研修への支援等を実施しました。引き続き、就学前教育を担う人材の資質向上に努めていく必要があります。(創10)

⑱幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」を配付し、各種研修会等で保幼小連携の重要性を啓発しました。また、子どもたちの自己肯定感や、やり抜く力などを育む効果的な指導方法や環境づくりについて、4園の幼稚園を指定して実践研究を行いました。今後は、手引きや実践研究の成果をさらに普及し、効果的な指導方法や保幼小の円滑な接続等について取組を進める必要があります。また、就学前の子どもたちが適切な生活習慣を身につけられるよう、幼稚園等における就学前の子ども向け生活習慣チェックシートの活用を進めています。引き続き、幼稚園等が家庭と連携して生活習慣の確立に取り組む必要があります。(創10)

「県民指標」については、目標を達成できませんでした。育児休業取得率の上昇など働き続けやすい環境整備が進んだことなどにより、潜在的な保育ニーズが顕在化したことで想定を超える低年齢児の入所申込みがあるなど、保育を必要とする児童数が増加するとともに、保育士不足等により受入側の体制が整わなかったことが要因と考えます。待機児童解消に向けて、引き続き保育所等整備の取組を推進するとともに、潜在保育士の就労等意識調査の結果をふまえて、保育士の定着や離職防止を図る取組を進め、保育の受け皿を確保していく必要があります。

令和元年度取組方向 【子ども・福祉部 次長 中山 恵里子 電話：059-224-2317】

- ①「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」が最終年度を迎えることから、これまでの取組や市町が策定する次期「市町子ども・子育て支援事業計画」の内容をふまえ、次期計画(令和2～6年度)を策定するとともに、幼児教育・保育の総合的な提供等が図られるよう、認定こども園・保育所等への共通の給付(施設型給付)および小規模保育等への給付(地域型保育給付)を行う市町に対して支援を行います。また、令和元年10月から実施される「幼児教育・保育の無償化」について、国の動向を注視しつつ、市町と連携して適切に対応していきます。
- ②令和元年10月から実施される「幼児教育・保育の無償化」の影響も考慮し、待機児童の解消に向けて、保育所等の整備や低年齢児保育充実のための保育士加配に取り組む市町に対して支援を行います。また、潜在保育士の現場復帰支援や新任保育士の就業継続支援、保育士修学資金貸付等を行い、市町や高等学校と連携して保育士確保に向けた取組を進めます。さらに、平成30年度に実施した潜在保育士を対象とした就労等意識調査の結果を受けて、就労意欲のある潜在保育士等の就労促進につながる取組や、現在働いている保育士の離職防止を図るため、保育所におけるイクボスの取組を進めます。あわせて、就労を希望する方が求めているきめ細かな求人情報や研修事業、保育所等の情報を保育士・保育所支援センターにおいて一元的に発信するほか、保育士を補助する「保育支援者」の確保を支援します。加えて、保育士等の処遇改善を推進するため、要件となっているキャリアアップ研修を実施します。家庭環境に対する配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、児童の処遇の向上を図る市町を支援するとともに、専門性の向上に向けた研修を実施するなど、質の高い教育・保育の取組を支援します。(創10)
- ③病児・病後児保育の充実に向けて、医療機関や保育所等での施設整備を支援するとともに、病児・病後児保育が実施可能となる、または、近隣市町の協力を得て広域利用が可能となるよう支援を行います。また、多くの子育て家庭や関係団体の参加が見込まれるイベントなどの機会をとらえて、県内の病児・病後児保育施設を紹介し、事業の促進を図ります。
- ④放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の設置・運営を支援するとともに、引き続き放課後児童支援員等の研修を実施し、人材の確保と資質向上に努めます。(創10)

- ⑤「三重県子どもの貧困対策計画」が最終年度を迎えることから、県内の貧困家庭等の実態を把握するとともに、「三重県子どもの貧困対策推進会議」の意見等をふまえ、次期計画（令和2～6年度）を策定します。また、引き続き同推進会議等を活用し、子どもの貧困対策に取り組む関係団体間での顔の見える関係づくりや連携強化を進めます。さらに、「三重こども食堂ネットワーク」が進める子ども食堂の充実に向けた取組に対し、引き続き支援していきます。（創2）
- ⑥「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」が最終年度を迎えることから、同計画に基づく取組や実績等をふまえながら、次期計画（令和2～6年度）を策定するとともに、ひとり親家庭の自立を促進するため、三重県母子・父子福祉センターと連携し、就業相談や職業紹介、資格・技術取得の支援等を行います。また、日常生活支援を行う市町への支援を行います。（創2）
- ⑦ひとり親家庭の子どもの学習支援を行う市町を支援するとともに、生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の子どもの学習支援等を行います。また、ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の学習支援等が全ての市町で利用できるようさまざまな機会を通じて働きかけます。（創2）
- ⑧私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免の対象者を拡充し、減免制度の充実を図り、授業料減免を行った学校法人に対して助成するとともに、引き続き給付金の支給等により、保護者等の経済的負担の軽減を行います。
- ⑨高等学校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、きめ細かに修学支援制度を周知し、就学支援金および奨学給付金の支給ならびに修学奨学金の貸与等を行います。また、小中学校における「新入学学用品費等」の入学前支給がさらに進むよう、引き続き市町の状況を把握するとともに、国の就学援助に係る財政支援等の動向について市町へ情報提供を行います。
- ⑩県立子ども心身発達医療センターを子どもの発達支援の拠点として、引き続き、専門性の高い医療、福祉サービスを提供します。また、地域における支援体制の構築に向けて、医療関係者を対象とした研修の充実など、地域の関係機関との連携強化を進めます。（創12）
- ⑪途切れのない発達支援体制の構築に向けて、研修や普及啓発事業等を実施し、「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入をさらに促進します。また、民間企業との技術交流を行い、「CLMと個別の指導計画」の改良や、市町における専門人材の育成支援の強化に取り組めます。（創12）
- ⑫乳幼児から小学生の子を持つ保護者等を対象に、引き続き、市町、三重県PTA連合会、県教育委員会と連携して、保護者同士が子育てについて悩みや意見交換を行うワークショップを開催するとともに、取組を広げるための進行役の養成を進めます。また、企業や団体等と連携し、父親等を対象に子どもの生活習慣や自主性について考える場等へ講師を引き続き派遣します。
- ⑬自然体験を通じて子どもの「生き抜いていく力」を育む野外体験保育の普及を進めるため、引き続き主体的に取り組もうとする幼稚園や保育所等へのアドバイザーの派遣や事例研究会等の開催とともに、野外体験保育を推進する核となる人材の育成を進めます。
- ⑭「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、家庭教育の充実に向けて、引き続き家庭教育に関する理解や家庭で取り組むコンテンツ等の普及・啓発を行うとともに、モデル的に取り組む市町を支援し、県内への普及を進めます。（創10）
- ⑮親子をはじめとする家族等の絆の大切さについて啓発するため、「ありがとう」の気持ちを一行詩にして伝える「ありがとうの一行詩コンクール」を引き続き実施します。
- ⑯私立幼稚園や認定こども園を設置・経営する学校法人に対して、個性豊かで特色ある教育が推進されるよう支援するとともに、子ども・子育て支援新制度への移行を希望する私立幼稚園が円滑に移行できるよう、引き続き支援していきます。

- ⑰幼稚園教諭や保育士等の専門性を高める新任研修や園内研修への支援等を実施することにより、就学前教育を担う人材の資質向上を推進します。 (創10)
- ⑱市町と連携しながら、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」の普及を進めるとともに、就学前の子ども向け生活習慣チェックシートの活用を通して、幼稚園等が家庭と連携して生活習慣の確立に取り組むよう支援します。また、就学前教育の専門家を市町に派遣し、子どもたちの自己肯定感や、やり抜く力などを育む効果的な指導方法や保幼小の円滑な接続について研修会や公開保育等で指導・助言を行い、各市町における就学前教育の質の向上に係る取組を支援します。 (創10)

* 「○」のついた項目は、令和元年度に特に注力するポイントを示しています。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な取組方向のめざす姿の達成に資する主な取組であり、検証レポートにも記載しています。

施策 234

児童虐待の防止と社会的養護の推進

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

地域社会全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進み、虐待被害から子どもが守られています。

また、社会的養護を必要とする子どもが、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、里親委託や施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。

令和元年度末での到達目標

市町等と連携した児童虐待相談への適切な対応や、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進んでいます。

また、児童養護施設などに入所している児童等に対する家庭的ケアの環境整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	県民指標は目標を達成し、活動指標も目標を達成したことから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合（創4）	/	21.2%	23.2%	24.5%	1.00	24.5%
	21.0%	22.9%	26.4%	28.8%		/
目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方						
目標項目の説明	要保護児童（児童養護施設等入所児童および里親等委託児童）のうち、家庭養護（里親・ファミリーホーム委託）を受けている児童の割合					
令和元年度目標値の考え方	平成29年3月に「三重県家庭的養護推進計画*」の目標値を上方修正したことを受け、2029年度に向けて普及・啓発等により里親登録者を増やし、里親委託数を増加させることを見込み、令和元年度の目標値を設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		23401 児童虐待 対応力の強化 (子ども・福祉 部)	児童虐待により 死亡した児童数 (創3)	0人	0人	0人※	0人
23402 家庭養護 の推進(子ども・福祉 部)	新規養育里親登 録数(累計)	16世帯	40世帯	62世帯	83世帯	1.00	102世帯
23403 社会的養 護が必要な児童 への支援(子ども・福祉 部)	グループホーム でケアを受けて いる要保護児童 の割合(創4)	8.3%	13.3%	14.2%	16.1%	1.00	18.1%

※ 児童虐待による死亡の疑いのある事案が発生しており、死亡と児童虐待との因果関係を判断するため、現在、裁判の状況を見守っています。そのため、今後、実績値に変更が生じる場合があります。

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	3,531	3,992	4,106	3,868	3,949
概算人件費		1,241	1,241	1,249	
(配置人員)		(136人)	(136人)	(140人)	

平成30年度の取組概要と成果、残された課題

- ①平成30年度の県内の児童相談所の児童虐待相談対応件数は、2,074件(速報値)に達し、このうち、北勢児童相談所管内の相談件数は、県内の半数以上を占めています。北勢地域で増加する児童虐待相談に機動的に対応できるようにするため、北勢児童相談所の鈴鹿・亀山地域の担当課等を独立させ、管内の県鈴鹿庁舎内に新たに鈴鹿児童相談所を設置する準備を進めました。(創3)
- ②県内各地域における児童虐待防止に向けた関係機関間の連携強化を図るため、平成30年8月に三重県市長会、三重県町村会、三重県警察本部、三重県の4者による「児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定」を締結しました。また、児童相談センターと県警少年課をオンラインで結び、24時間、必要な情報の共有ができる体制を整備しました。(創3)
- ③被虐待児童の安全確保や指導等を必要とする児童を保護するため、県内2か所の一時保護所や施設等への委託一時保護において延べ8,508人を一時保護し、心のケアやカウンセリング等を行うとともに、民間による鈴鹿市内への委託一時保護用施設の設置を支援しました。今後も引き続き適切に対応する必要があります。(創3)
- ④児童虐待相談における対応の的確性を高めるため、リスクアセスメントツール*(平成26年度運用開始)およびニーズアセスメントツール*(平成27年度運用開始)の運用による対応を行いました。今後も引き続きツールの定着と一層の精度の向上を図る必要があります。(創3)

⑤市町の児童相談体制の強化支援のため、各市町との定期協議で個々の課題を確認し合うとともに、関係機関の連携を図る場である市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣（10市町12回）や児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣（7市町21回）等を行いました。今後も各市町の実情に応じた的確な支援を継続する必要があります。

（創3）

⑥子どもの権利擁護を推進するため、新たに配置したコーディネーターを中心とした、児相、警察、司法、医療等の多機関連携の推進や、虐待を受けた子どもの負担軽減を目的とした児相、警察、検察の三者による協同面接の導入、児童の本音や事実を聞き取るためのアドボカシー*（権利擁護・代弁）研修の実施、適切な家庭復帰に向けた手法の構築に取り組みました。今後も、子どもの目線に立った対応を行うため、これらの取組を継続・強化する必要があります。

（創3）

⑦妊娠期からの虐待予防に向けて、電話相談「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」を実施（相談件数85件）するとともに、高校、児童養護施設、NPO、コンビニ等にカードを配布（988か所、約7,200枚配布）し、相談窓口を周知しました。引き続き、計画していない妊娠を予防するため、性や妊娠に関する正しい知識の啓発等を推進する必要があります。

⑧「三重県家庭的養護推進計画」に基づき、児童養護施設および乳児院の小規模化や施設機能の地域分散化の支援等を行いました。また、平成29年8月に示された「新しい社会的養育ビジョン」や平成30年7月に発出された「都道府県社会的養育推進計画策定要領」に基づき、「三重県家庭的養護推進計画」を見直し、「三重県社会的養育推進計画*」の令和元年度中の策定に向けて検討に着手しました。さらに、児童福祉法の改正や社会情勢の変化、本県の取組の進展をふまえて、「子どもを虐待から守る条例」の見直しを進める必要があります。

（創4）

⑨里親制度の普及に向けて、地域での集中的な普及啓発を行う家庭的養護プロモーション事業（2市、イベント2回 約900人参加、体験発表会13回 293人参加）や里親シンポジウム（1回、346人参加）、里親説明会（県主催3市3回 70人参加、市主催1回 17人参加、児童家庭支援センター主催2回 37人参加）、里親出前講座（6市4町、680人参加）、各種メディアを活用した啓発を実施するとともに、里親のさらなる養育力向上をめざし、フォスターリングチェンジプログラム研修（全12回、7人参加）、里親トーク会（1回、13人参加）、里親スキルアップ研修（3か所、48人参加）を開催しました。養育里親の新規登録者は21組となりました。引き続き、里親制度を周知するとともに、里親登録数の増加に向けた啓発活動に積極的に取り組んでいく必要があります。

（創4）

⑩地域での児童相談支援体制の強化のため、鈴鹿市内の児童家庭支援センターの設置を支援しました。また、地域小規模児童養護施設および小規模グループケアを行う乳児院において、児童指導員の加配を行い、職員体制強化を図りながら入所児童の処遇改善に取り組みました。

（創4）

⑪年齢制限により児童養護施設を退所しなければならなくなった者のうち、引き続き支援の必要性が高い者に対し、将来の自立に向けて、児童養護施設等で生活の場を確保するとともに、個々の状況に応じた支援を実施しました。さらに、施設入所中から退所後の進学や仕事について考える機会を提供するため、民間団体と連携し、施設入所児童の進学を考えるワークショップ（1回、79人参加）や、全国の施設出身の大学生等と県内施設入所児童との交流会（1回、9人参加）を開催したほか、施設退所者を積極的に雇用する事業主をアドバイザーとして児童養護施設に派遣（1か所）しました。引き続き、施設入所者等の自立支援に向けた取組を行う必要があります。

- ・「三重県家庭的養護推進計画」の目標に向けて、里親制度の普及啓発を目的とした家庭的養護プロモーション事業や里親シンポジウム、里親説明会等の開催や、各種メディアを活用して積極的に啓発に取り組むとともに、乳児院、児童養護施設に配置されている里親支援専門相談員を中心とした働きかけの結果、里親登録者数が増加し、県民指標については目標を達成することができました。

令和元年度の取組方向 【子ども・福祉部 次長 中山 恵里子 電話：059-224-2317】

- ①北勢地域で増加する児童虐待相談に機動的に対応できるようにするため、県鈴鹿庁舎内に平成 31 年 4 月 1 日に児童相談所を設置しました。また、鈴鹿市に新たに設置される児童家庭支援センターや委託一時保護用施設、亀山市に設置予定の地域小規模型児童養護施設とも連携し、鈴鹿・亀山地域の児童相談支援体制の強化に努めます。 (創3)
- ②昨年度締結した「児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定」をふまえ、市町要保護児童対策地域協議会における県警との連携を進めるとともに、児童相談センターと県警少年課の情報共有体制の強化を図ります。 (創3)
- ③被虐待児童の安全確保や指導等が必要な児童の保護のため、県内 2 か所の一時保護所や施設等への委託一時保護において適切に対応します。 (創3)
- ④児童相談所における児童虐待への早期対応、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援のため、研究機関による A I 技術の児童相談業務への導入研究への協力などを行い、リスクアセスメントツールやニーズアセスメントツールの精度を高め、法的対応や介入型支援を推進します。 (創3)
- ⑤市町をはじめとする関係機関との連携強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の運営強化に取り組む市町を支援するとともに、市町職員の相談対応スキルの向上が図られるよう、人材育成を支援します。 (創3)
- ⑥多機関連携、協同面接、アドボカシー（権利擁護・代弁）研修の実施など、子どもの権利擁護に主眼を置いた取組の充実に努めます。 (創3)
- ⑦妊娠期からの虐待予防に向けて、「妊娠 S O S みえ『妊娠レスキューダイヤル』」により、計画していない妊娠等の相談・支援に取り組みます。
- ⑧「新しい社会的養育ビジョン」および「都道府県社会的養育推進計画策定要領」をふまえ、「三重県家庭的養護推進計画」を発展させ、新たに「三重県社会的養育推進計画」を策定します。また、社会情勢の変化や本県の取組の進展をふまえて、「子どもを虐待から守る条例」の改正を進めます。 (創4)
- ⑨家庭養育の推進に向け、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等を図る取組を進めます。 (創4)
- ⑩施設養護においても家庭的な養育環境を提供できるよう、児童養護施設および乳児院の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するため、計画的に施設整備を行います。 (創4)
- ⑪年齢制限による児童養護施設の退所者のうち、必要に応じ、将来の自立に向けて、児童養護施設等で生活の場を確保するとともに、施設退所後の進学や仕事について考える機会を提供するなど、児童養護施設に入所している要保護児童等の自立支援に向けた取組を行います。

* 「○」のついた項目は、令和元年度に特に注力するポイントを示しています。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な取組方向のめざす姿の達成に資する主な取組であり、検証レポートにも記載しています。

用語説明

本文に掲載されている用語の説明です。

「掲載箇所」に記載されている内容は以下のとおりです。

- 第1章 : 第1章に掲載されています。
 三桁の数字 : 第2章の該当する番号の施策の取組に掲載されています。
 行政運営○ : 第3章の該当する番号の行政運営の取組に掲載されています。

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
ABC（アルファベット）		
CLM（Check List in Mie）	幼稚園・認定こども園・保育所に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、県立子ども心身発達医療センター（旧小児心療センターあすなる学園）が開発したアセスメントツール。	233
DMAT（ディーマット）	（Disaster Medical Assistance Team）災害急性期（おおむね発災後48時間以内）に活動できる機動性を持つ、専門的な訓練を受けた医師、看護師等で構成する災害派遣医療チーム。	112 131
DPAT（ディーパット）	（Disaster Psychiatric Assistance Team）大規模災害等の後に被災者及び支援者に対して「精神科医療及び精神保健活動の支援」を行うための精神科医、看護師等で構成された専門的な災害派遣精神医療チーム。	131
あ行		
アウトリーチ（訪問支援）	医師、看護師等で構成される多職種チームが、家庭等を訪問し、医療等のサービスを提供することにより、精神障がい者等の地域での生活を支援すること。	第1章 124 131
アドボカシー	対象者の心に寄り添い、権利を擁護し、意見を代弁すること。	234
イクボス	職場で働く部下の仕事と家庭の両立を応援したり、そうした職場環境づくりに取り組む上司（経営者、管理職等）のこと。	第1章 231
か行		
共同受注窓口	就労継続支援事業所等で働く障がい者の工賃引き上げと受注の拡大を図るため、共同して受注、品質管理等を行う仕組み。	131
個室可動型ナーシングルーム（mamaro：ママロ）	設置工事不要の可動型完全個室で、内部にソファや電源などの設備もある授乳・おむつ替えスペース。	第1章 231
子ども・子育て支援新制度	すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域子育て支援の「質」「量」の拡充を図るため、市町村を実施主体として事業を推進し、社会全体で子ども・子育て家庭を支える制度。平成27年4月から本格施行。	233
さ行		
出産・育児まるっとサポートみえ	親と子及びその家族が、県内どの地域においても切れ目のない一定の水準以上の母子保健サービスが受けられるなど、安心して子どもを産み、育てられ、子どもが健やかに育つ三重を実現するための、各市町の強みを生かした新たな三重県の出産・育児支援体制。	232
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるために、各地域の医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保されたシステム。	131
全国健康福祉祭（ねんりんピック）	昭和63年から毎年開催されている、60歳以上の方を中心に、スポーツや囲碁などの交流大会や、美術展、音楽文化祭などの様々なイベントを通じて、地域や世代を超えて交流を深めることができる健康と福祉の総合的な祭典のこと。	第1章 132
な行		
ニーズアセスメントツール	児童虐待のケースのうち、一時保護し、家庭復帰となるケースについて、的確な在宅支援を行っていくための判断基準。	234
農業ジョブトレーナー	障がい者の適性を理解した上で、障がい者と農業者をつなぎ、農業分野において障がい者が働きやすくなるように支援する人材のこと。	131

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
は行		
ピアサポーター	同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が、自身の体験を語ることなどで、回復を支援するサポーターのこと。	第1章 131
病児・病後児保育	保護者が、仕事や疾病、出産、冠婚葬祭、家族の介護などの事情により、病氣中(病児)や病氣回復期(病後児)にある子どもの保育が家庭で困難な場合、看護師や保育士などが専用施設で一時的に保育すること。	233
フォスタリング	里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む里親養育への支援等、質の高い里親養育などを行うこと。	第1章 234
ま行		
三重県家庭的養護推進計画	児童養護施設及び乳児院の小規模グループケア化及び地域分散化並びに里親など家庭養護の推進のために取り組むべき具体的な方策を定めた、平成27年度から15年間の計画。	234
三重県子ども・子育て支援事業支援計画	幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供方法、実施時期及び子ども・子育て支援の推進方策等を記載する市町子ども・子育て支援事業計画を支援する県の計画。	233
三重県社会的養育推進計画	改正社会福祉法に基づき取りまとめられた提言「新しい社会的養育ビジョン」の理念を具現化した都道府県が定める計画	234
みえ 子ども スマイルネット	「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」の分野ごとに、切れ目のない支援や取組をわかりやすく情報発信することを目的として、平成27年2月に開設された少子化対策総合ウェブサイト（愛称：「みえ子どもスマイルネット」）。スマートフォン等のスマートデバイスに対応。	231
みえ・たい3（キューブ）・スイッチ	県民の「出逢いたい」、「産みたい」、「育てたい」という3つの“たい”の希望がかなう三重づくりを進めるため、多様な主体の参画により進める県民運動。	231
みえの育児男子プロジェクト	「子育てには男性の育児参画が大切」という考え方が職場や地域社会の中で広まるよう、家族での話し合いや理解のもと、その人なりの方法で、子どもの生き抜いていく力を育てることを大切に考えて、男性が育児に積極的に参画することを応援する取組。	第1章 231
ら行		
リスクアセスメントツール	児童虐待による死亡等重篤な事例を発生させないことを目的に、緊急出動や一時保護の検討の要否についての判断基準を明確化したもの。	234

令和元年版成果レポート (案) の修正について

令和元年版成果レポート (案) について、冊子配布後に県民指標等の実績値が確定したことや、本文中に記載の実績値に一部修正があったことから、記載内容を一部修正いたします。

※ 当資料では、「令和元年版成果レポート (案) 《子ども・福祉部抜粋版》 (別冊 1)」のページ番号を記載しています。

【施策 1 3 1】 障がい者の自立と共生

○活動指標 (2 ページ)

「13101 障がい者の地域移行の推進と福祉サービスの充実」

<修正後>

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度 目標値 実績値
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	
13101 障がい者の地域移行の推進と福祉サービスの充実 (子ども・福祉部)	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	/	7,543 人	7,963 人	8,192 人	1.00	8,442 人
		7,172 人	7,672 人	7,962 人	8,298 人		/

<修正前>

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度 目標値 実績値
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	
13101 障がい者の地域移行の推進と福祉サービスの充実 (子ども・福祉部)	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	/	7,543 人	7,963 人	8,192 人	未確定	8,442 人
		7,172 人	7,672 人	7,962 人	集計中		/

【施策231】 少子化対策を進めるための環境づくり

○県民指標（11 ページ）

「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」

<修正後>

目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合（創自）		59.0%	60.0%	61.0%	0.84	62.0%
	53.4%	52.1%	52.2%	51.5%		

<修正前>

目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合（創自）		59.0%	60.0%	61.0%	0.83	62.0%
	53.4%	52.1%	52.2%	50.6% (速報値)		

○平成30年度 of 取組概要と成果、残された課題（14 ページ）

<修正後>	<修正前>
<p>・県民指標については、目標を達成できませんでした。当該指標は「みえ県民意識調査」の結果をもとに算出しており、<u>属性別に見ると、女性より男性、専業主婦等より正規職員、複数世代世帯より単独世帯のほうが実感割合が低いことから、家庭や地域等において子どもと接する機会の多寡が実感に影響していることが考えられます。</u></p>	<p>・県民指標については、目標を達成できませんでした。当該指標は「みえ県民意識調査」の結果をもとに算出しており、<u>過去の調査結果の傾向を属性別に見ると、女性より男性、専業主婦等より正規職員、複数世代世帯より単独世帯のほうが実感割合が低いことから、家庭や地域等において子どもと接する機会の多寡が実感に影響していることが考えられます。</u></p>

【施策234】 児童虐待の防止と社会的養護の推進

○平成30年度の実施概要と成果、残された課題（30ページ）

<修正後>	<修正前>
①平成30年度の県内の児童相談所の児童虐待相談対応件数は、 <u>2,074件</u> に達し、このうち、北勢児童相談所管内の相談件数は、県内の半数以上を占めています。	①平成30年度の県内の児童相談所の児童虐待相談対応件数は、 <u>2,074件</u> （速報値）に達し、このうち、北勢児童相談所管内の相談件数は、県内の半数以上を占めています。

<修正後>	<修正前>
③被虐待児童の安全確保や指導等を必要とする児童を保護するため、県内2か所の一時保護所や施設等への委託一時保護において延べ <u>17,549人</u> を一時保護し、心のケアやカウンセリング等を行うとともに、民間による鈴鹿市内への委託一時保護用施設の設置を支援しました。今後も引き続き適切に対応する必要があります。	③被虐待児童の安全確保や指導等を必要とする児童を保護するため、県内2か所の一時保護所や施設等への委託一時保護において延べ <u>8,508人</u> を一時保護し、心のケアやカウンセリング等を行うとともに、民間による鈴鹿市内への委託一時保護用施設の設置を支援しました。今後も引き続き適切に対応する必要があります。

○平成30年度の実施概要と成果、残された課題（31ページ）

<修正後>	<修正前>
⑤市町の児童相談体制の強化支援のため、各市町との定期協議で個々の課題を確認し合うとともに、関係機関の連携を図る場である市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣（10市町12回）や児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣（ <u>8市町21回</u> ）等を行いました。今後も各市町の実情に応じた的確な支援を継続する必要があります。	⑤市町の児童相談体制の強化支援のため、各市町との定期協議で個々の課題を確認し合うとともに、関係機関の連携を図る場である市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣（10市町12回）や児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣（ <u>7市町21回</u> ）等を行いました。今後も各市町の実情に応じた的確な支援を継続する必要があります。

平成 30 年度
指導 監査 等 結果 報告 書

令和元年 6 月

子ども・福祉部

目 次

	ページ
1 社会福祉法人および社会福祉施設	1
2 介護保険サービス事業所	7
3 障害福祉サービス事業所	13
4 行政監査	17
5 公益法人等立入検査	18
6 その他	18

1 社会福祉法人および社会福祉施設

(1) 社会福祉法人および社会福祉施設の指導監査

「平成30年度指導監査実施方針」の重点事項を中心に、指導監査を実施し、改善を図りました。

(平成30年度指導監査実施方針の重点事項)

- ① 適正な法人運営の確保
- ② 会計処理の適正化
- ③ 施設運営の適正化
- ④ 適切な利用者援助の確保
- ⑤ 安全対策の確保

(2) 実施状況

指導監査の実施状況は、次のとおりです。

① 社会福祉法人 (平成31年3月31日現在)

実施数	対象数
68	103

(注) 対象数は、平成30年度当初の三重県所轄法人数です。

② 社会福祉施設 (平成31年3月31日現在)

区分	実施数	対象数
生活保護施設	0	3
婦人保護施設	0	1
児童福祉施設 (うち保育所348、認定こども園35)	403	456 (うち保育所389、認定こども園39)
老人福祉施設等	76	457
障害者支援施設	18	39
計	497	956

(注) 対象数は、平成30年度当初の施設数で、休止等の施設数は除きます。

(3) 指摘状況

指導監査による改善指摘状況は、次のとおりです。

① 社会福祉法人関係

指導監査を実施した68法人のうち、6法人に対し、7件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

ア 法人運営に関するもの 4件 (57.1%)

- ・評議員となることができない者又は適当でない者が選任されている。
- ・理事が法令及び定款に定める手続きにより選任されていない。
- ・理事長が理事会で選定されていない。

イ 事業に関するもの 0件 (0.0%)

ウ 管理に関するもの 3件 (42.9%)

- ・社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えている。
- ・当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされていない。

② 社会福祉施設関係

指導監査を実施した497施設のうち、432施設に1,736件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

ア 適切な入所者処遇の確保に関するもの 543件 (31.3%)

- ・定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策が適切に行われていない。
- ・苦情を受け付けるための窓口を設置していないなど苦情解決に適切に対応していない。
- ・事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置が適切に講じられていない。

イ 施設運営の適正な実施の確保に関するもの 1,193件 (68.7%)

- ・管理規定等必要な規程が適切に整備されていない。
- ・労働基準法等関係法規の遵守が不十分である。
- ・職員への健康診断等健康管理が、適切に実施されていない。
- ・防災対策が適切に行われていない。

表1 社会福祉法人の指摘項目および件数

(平成31年3月31日現在)

社会福祉法人	指摘項目	指摘件数
実施 68法人 指摘 6法人	I 法人運営	4 (57.1%)
	1 定款	0
	2 内部管理体制	0
	3 評議員・評議員会	1
	4 理事	3
	5 監事	0
	6 理事会	0
	7 会計監査人	0
	8 役員等の報酬	0
	II 事業	0 (0.0%)
	1 事業一般	0
	2 社会福祉事業	0
	3 公益事業	0
4 収益事業	0	
III 管理	3 (42.9%)	
1 人事管理	0	
2 資産管理	0	
3 会計管理	0	
4 その他	3	
計		7 (100.0%)

表2 社会福祉施設の指摘項目および件数

(平成31年3月31日現在)

指摘項目	適切な利用者支援の確保			施設運営の 適正な実施の確保			計
	利用者支 援の充実	生活環境 等の確保	自立への 支援援助 その他	運営管理 体制の確 立	職員の確 保、処遇 充実	防災対策 への取組 その他	
生活保護施設	0	0	0	0	0	0	0
婦人保護施設	0	0	0	0	0	0	0
児童福祉施設	430	54	0	209	388	351	1,432
老人福祉施設等	36	14	0	101	58	57	266
障害者支援施設	7	2	0	10	8	11	38
計	473 (27.2%)	70 (4.0%)	0 (0%)	320 (18.4%)	454 (26.2%)	419 (24.1%)	1,736 (100.0%)
実施497施設 指摘432施設	543 (31.3%)			1,193 (68.7%)			

(注) 1 児童福祉施設とは、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設です。

2 老人福祉施設等とは、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、無料低額介護老人保健施設です。

3 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

(4) 確認監査

指導監査において指摘した不適切事項については継続的な指導を行い、法人に自主的な改善を求めています。

平成30年度は、8法人に対し確認監査を行い、改善状況を確認するとともに、改善が不十分な場合は、改善ができない理由およびその原因を究明し、改善に向けた指導を行いました。

(5) 特別監査

法人運営等に重大な問題を有する法人や施設に随時特別監査を実施していますが、平成30年度は対象となる法人および施設はありませんでした。

(6) 勧告・公表

法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告し、当該勧告を受けた社会福祉法人が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができます。

なお、平成30年度は対象となる法人はありませんでした。

(7) 行政処分等

勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて当該勧告に係る措置をとるべき旨を命じ、当該命令に従わないときは、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告し、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができます。

なお、平成30年度は対象となる法人はありませんでした。

(8) 市との連携について

平成25年4月1日から社会福祉法人認可事務と法人指導監査の権限の一部が市へ移譲されたため、市と合同で法人役員等に研修会を開催しました。

また、市職員を対象に研修会を開催し、権限移譲された社会福祉法人認可事務等が円滑に進むよう支援するとともに、指導監査時における指導事項の平準化を図りました。

- 平成30年7月3日に社会福祉法人役員および幹部職員研修会を市と合同で開催しました。

- ・対象法人 321法人中273法人が出席

- 市担当者会議（研修会）を開催し、法人運営や指導監査調書について説明するなど、法人の指導監査における指導事項の平準化を図りました。

	開催日	出席者数
第1回研修会	平成30年 4月24日	27人
第2回 "	平成30年 6月18日	20人

- 円滑な指導監査を実施するため、県庁において県・市連絡会議を開催しました。

開催日	出席者数
平成30年4月24日	27人
平成30年6月18日	20人

(参考)

所轄庁ごとの社会福祉法人数および社会福祉施設数

所轄庁	所轄社会福祉法人数	所轄社会福祉施設数
津市	38	—
四日市市	32	—
伊勢市	23	—
松阪市	26	—
桑名市	16	—
鈴鹿市	30	—
名張市	8	—
尾鷲市	2	—
亀山市	9	—
鳥羽市	3	—
熊野市	5	—
いなべ市	8	—
志摩市	3	—
伊賀市	9	—
三重県	104	956
愛知県	1	—
岐阜県	1	—
奈良県	1	—
和歌山県	1	—
国	1	—
計	321	

- (注) 1 社会福祉法人数は、平成31年4月1日現在
2 社会福祉施設数は、平成30年4月1日現在
3 国・他県・市の指導監督となる社会福祉法人が運営する社会福祉施設956施設の指導監査は、三重県が実施します。

2 介護保険サービス事業所

(1) 介護保険サービス事業所の指導および監査

「平成30年度介護保険サービス事業者等指導・監査実施方針」において重点項目を定め、介護保険施設・事業所の実地指導を実施するとともに、不適切な介護保険サービスの提供や介護給付費請求の事務処理に誤りがあった施設・事業所に対しては指導を行い、その改善を図りました。

また、事業運営等について不正が疑われる事業所に対しては随時監査を実施しました。

なお、地域別に集団指導（講習会）を実施し、法令遵守等に関する指導を行いました。

(平成30年度指導・監査実施方針の重点項目)

- ① 法令遵守の状況（人員・運営基準等に基づき運営され、適正な介護報酬の請求が行われているか等）
- ② 職員による虐待行為（身体的・心理的虐待等を行っていないか、研修等の虐待防止の取組が行われているか等）
- ③ サービスの質の確保・向上（個々の計画に沿ったサービスの提供、身体拘束の原則禁止、利用者等への説明責任、苦情への対応等が適切に行われているか等）
- ④ 危機管理への取組（火災、地震、風水害発生時における防災対策および侵入者等に対する防犯対策が確保されているか、感染症の発生およびまん延の防止対策等が適切に行われているか等）
- ⑤ 高齢者向け住宅を設置する法人が運営する居宅サービス事業所等の運営状況（住宅におけるサービスと介護サービスが混同して行われ、虚偽のサービス提供記録等により報酬を不正に請求していないか等）

(2) 実施状況

指導および監査の実施状況は、次表のとおりです。

対象3, 279介護施設・事業所のうち、170介護施設・事業所に実地指導を、14事業所に随時監査を実施しました。

また、集団指導（講習会）を2, 248介護施設・事業所に対して実施し、法制度の周知を図りました。

表3 指導等の実施状況

(平成31年3月31日現在)

指導・監査の種類	実施数	対象数
1 集団指導 (延3日)	2,248	3,279
2 実地指導		
(介護給付サービス事業)		
訪問介護事業所	41	569
訪問入浴介護事業所	3	27
訪問看護事業所	8	161
訪問リハビリテーション事業所	2	20
居宅療養管理指導事業所	0	30
通所介護事業所	37	460
通所リハビリテーション事業所	2	126
短期入所生活介護事業所	10	213
短期入所療養介護事業所	2	87
特定施設入居者生活介護事業所	3	58
福祉用具貸与事業所	6	150
特定福祉用具販売事業所	5	147
介護老人福祉施設	8	159
介護老人保健施設	1	77
介護療養型医療施設	0	11
介護医療院	0	0
小計	128	2,295
(予防給付サービス事業)		
訪問介護事業所(過年度分)	2	—
訪問入浴介護事業所	3	26
訪問看護事業所	8	154
訪問リハビリテーション事業所	2	19
居宅療養管理指導事業所	0	30
通所介護事業所(過年度分)	1	—
通所リハビリテーション事業所	2	124
短期入所生活介護事業所	8	198
短期入所療養介護事業所	2	85
特定施設入居者生活介護事業所	3	50
福祉用具貸与事業所	6	151
特定福祉用具販売事業所	5	147
小計	42	984
計	170	3,279
3 随時監査		
通所リハビリテーション事業所	1	—
短期入所生活介護事業所	2	—
短期入所療養介護事業所	1	—
特定施設入居者生活介護事業所	1	—
介護老人福祉施設	3	—
介護老人保健施設	1	—
小計	9	—
介護予防通所リハビリテーション事業所	1	—
介護予防短期入所生活介護事業所	2	—
介護予防短期入所療養介護事業所	1	—
介護予防特定施設入居者生活介護事業所	1	—
小計	5	—
計	14	—

(注) 「対象数」は、平成30年度当初の指定事業所数(事業実績のある「みなし事業所」を含む)です。

(3) 実地指導結果

① 介護給付サービス事業分

実地指導を実施した128介護施設・事業所のうち、123介護施設・事業所に674件の改善指導等を行いました。主な内容は次のとおりです。

ア 人員基準に関するもの

18件 (2.7%)

- ・訪問介護員の配置が適切でない。
- ・生活相談員の配置が適切でない。
- ・サービス提供責任者の配置が適切でない。

イ 運営基準に関するもの

599件 (88.9%)

- ・緊急やむを得ず身体拘束を行った際の、態様、時間帯、見直し状況等の記録がない。
- ・管理者による職員及び業務の管理が一元的に行われていない。
- ・雇用契約書等により事業所における職員の勤務体制を明確にしていない。
- ・訪問介護事業所と併設の有料老人ホームの兼務職員に関し、勤務日時、勤務内容が明確に区分されていない。
- ・地震等非常災害発生時の安全確保のために必要な行動手順等を定めた具体的な計画が作成されていない。
- ・秘密保持について、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、誓約書を徴する等の必要な措置が講じられていない。

ウ 介護給付費の算定に関するもの

37件 (5.5%)

- ・個別機能訓練加算について、訓練の効果、実施方法等に対する評価の記録が十分でない。
- ・口腔衛生管理体制加算について、口腔ケアマネジメント計画への記載が十分でない。
- ・同一建物減算について、要件に該当するにもかかわらず行われていない。
- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）について、当該加算の導入時からの処遇改善加算の経緯や具体的な処遇改善内容が、介護職員等に対し周知されていない。

② 予防給付サービス事業分

指導を実施した42介護事業所のうち、35介護事業所に176件の改善指導等を行いました。主な内容は次のとおりです。

ア 人員基準に関するもの 4件（2.3%）

- ・訪問介護員の配置が適切でない。
- ・生活相談員の配置が適切でない。
- ・サービス提供責任者の配置が適切でない。

イ 運営基準に関するもの 160件（90.9%）

- ・職員の健康管理のための健康診断が行われていない。
- ・雇用契約書等により事業所における職員の勤務体制を明確にしていない。
- ・非常災害対策について、大規模地震の発生を想定し、テレビおよびロッカー等の転倒防止策が講じられていない。
- ・秘密保持について、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、誓約書を徴する等の必要な措置が講じられていない。

ウ 介護給付費の算定に関するもの 4件（2.3%）

- ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）の算定について、看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であることの確認と記録がない。
- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）について、当該加算の導入時からの処遇改善加算の経緯や具体的な処遇改善内容が、介護職員等に対し周知されていない。

なお、平成30年度実地指導における、介護報酬の過誤調整（自主返還）による返還決定額は、次のとおりです。

事業所数	返還決定額（円）
7	7,493,030

（注）平成31年4月末までに確定した金額です。

表4 介護給付サービス事業に係る指摘件数（実地指導分）

（平成31年3月31日現在）

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	給付費の 算定	その他	計
訪問介護事業所		13	217	11	4	245
訪問看護事業所		2	27	1	2	32
訪問リハビリテーション事業所		—	7	—	—	7
通所介護事業所		1	170	14	5	190
通所リハビリテーション事業所		—	5	—	—	5
短期入所生活介護事業所		—	55	1	3	59
短期入所療養介護事業所		—	6	—	—	6
特定施設入居者生活介護事業所		—	6	2	—	8
福祉用具貸与事業所		2	39	—	2	43
特定福祉用具販売事業所		—	16	—	2	18
介護老人福祉施設		—	46	7	1	54
介護老人保健施設		—	5	1	1	7
計						
〔 実施128施設・事業所 〕		18	599	37	20	674
〔 指摘123施設・事業所 〕		(2.7%)	(88.9%)	(5.5%)	(3.0%)	(100.0%)

（注）小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

表5 予防給付サービス事業に係る指摘件数（実地指導分）

（平成31年3月31日現在）

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	給付費の 算定	その他	計
訪問介護事業所		1	14	—	—	15
訪問看護事業所		1	25	1	2	29
訪問リハビリテーション事業所		—	7	—	—	7
通所介護事業所		—	6	—	—	6
通所リハビリテーション事業所		—	5	—	—	5
短期入所生活介護事業所		—	40	1	2	43
短期入所療養介護事業所		—	2	—	—	2
特定施設入居者生活介護事業所		—	6	2	—	8
福祉用具貸与事業所		2	39	—	2	43
特定福祉用具販売事業所		—	16	—	2	18
計						
〔 実施42施設・事業所 〕		4	160	4	8	176
〔 指摘35施設・事業所 〕		(2.3%)	(90.9%)	(2.3%)	(4.5%)	(100.0%)

（4）監査結果

事業運営に不正等が疑われた2事業者の14介護事業所に監査を実施し、その6介護事業所に対して50件の指導を行いました。

指導の主な内容は次のとおりです。

(指導事項)

- ・ 人員配置基準違反について早急に改善すること。
- ・ 虐待が発生した根本的な原因を究明し、その発生原因に対する有効な再発防止策を策定するとともに、具体的な進行管理を行い、二度と虐待を発生させないようにすること。
- ・ 管理者は、当該事業所に常勤かつ専従で勤務するとともに、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理業務を一元的に行うこと。

なお、監査の結果、行政処分を相当とする事案は認められませんでした。

3 障害福祉サービス事業所

(1) 障害福祉サービス事業所の実地指導および監査

「平成30年度障害福祉サービス事業者等指導・監査実施方針」において重点項目を定め、障害福祉サービス施設・事業所の実地指導を実施するとともに、不適切なサービスの提供や支援費請求の事務処理に誤りがあった施設・事業所に対しては指導を行い、その改善を図りました。

また、事業運営等について不正が疑われる事業所に対しては随時監査を実施しました。

なお、地域別に集団指導（講習会）を実施し、法令遵守等に関する指導を行いました。

（平成30年度指導・監査実施方針の重点項目）

- ① 法令遵守の状況（人員・運営基準等に基づき運営され、適正な報酬の請求が行われているか等）
- ② 職員による虐待行為（身体的・心理的虐待等を行っていないか、研修等の虐待防止の取組が行われているか等）
- ③ サービスの質の確保・向上（個々の計画に沿ったサービスの提供、身体拘束の原則禁止、利用者等への説明責任、苦情への対応等が適切に行われているか等）
- ④ 危機管理への取組（火災、地震、風水害発生時における防災対策および侵入者等に対する防犯対策が確保されているか、感染症の発生およびまん延の防止対策等が適切に行われているか等）
- ⑤ 就労継続支援A型事業所の運営状況（利用者に支払う賃金が自立支援給付費から支払われていないか等）
- ⑥ 放課後等デイサービス事業所の運営状況（「放課後等デイサービスガイドライン」が遵守されているか等）
- ⑦ 就労系サービスの経理状況（経理区分が会計基準に則り適切に処理されているか）

(2) 実施状況

指導および監査の実施状況は、次表のとおりです。

1, 733指定施設・事業所のうち、68施設・事業所に実地指導を、4事業所に随時監査を実施しました。

また、集団指導（講習会）を1, 375施設・事業所に対して実施し、法制度の周知を図りました。

表6 指導等の実施状況

(平成31年3月31日現在)

指導・監査の種類	実施数	対象数
1 集団指導 (延3日)	1, 375	1, 733
2 実地指導		
居宅介護事業所	11	308
重度訪問介護事業所	7	225
同行援護事業所	1	90
行動援護事業所	0	12
療養介護事業所	0	5
生活介護事業所	2	173
短期入所事業所	1	91
重度障害者等包括支援事業所	0	0
自立訓練(機能訓練)事業所	0	1
自立訓練(生活訓練)事業所	0	16
就労移行支援事業所	2	39
就労継続支援(A型)事業所	14	75
就労継続支援(B型)事業所	8	223
障害者支援施設	0	39
共同生活援助事業所(包括型)	2	101
共同生活援助事業所(外部型)	0	8
地域移行支援事業所	0	29
地域定着支援事業所	0	27
児童発達支援事業所	6	87
医療型児童発達支援事業所	0	0
放課後等デイサービス事業所	14	171
保育所等訪問支援事業所	0	5
福祉型障害児入所施設	0	4
医療型障害児入所施設	0	4
計	68	1, 733
3 随時監査		
児童発達支援事業所	2	—
放課後等デイサービス事業所	2	—
計	4	—

(注) 「対象数」は、平成30年度当初の指定事業所数です。

(3) 実地指導結果

実地指導を実施した68施設・事業所のうち、61施設・事業所に431件の改善指導等を行いました。

主な内容は次のとおりです。

ア 人員に関する基準に関するもの 11件(2.6%)

- ・従業員の員数が基準を満たしていない。
- ・サービス管理責任者の配置が適切に行われていない。

イ 運営に関する基準に関するもの 376件(87.2%)

- ・内容および手続きの説明、同意が適切に行われていない。
- ・定員を超えた利用者を受け入れている。

- ・職員の健康管理のための健康診断が行われていない。
- ・利用者の家族の個人情報を利用するにあたり、家族の同意がない。
- ・個別支援計画の作成に伴う一連の業務が適切に行われていない。
- ・非常災害対策について、地震、水害、火災等の対応マニュアルが整備されていない。
- ・定期的に避難、消火その他必要な訓練が行われていない。
- ・秘密保持のための必要な措置を講じていない。

ウ 給付費等の算定に関するもの 32件 (7.4%)

- ・加算要件を満たしていないにもかかわらず、請求が行われている。
- ・欠席時対応加算における対応状況の記録が十分でない。

なお、平成30年度実地指導における、給付費等の過誤調整（自主返還）による返還決定額は、次のとおりです。

事業所数	返還決定額 (円)
5	7,009,860

(注) 平成31年4月末までに確定した金額です。

表7 障害福祉サービス事業に係る指摘件数（実地指導分）

(平成31年3月31日現在)

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	給付費等 の算定	その他	計
居宅介護事業所		3	54	1	2	60
重度訪問介護事業所		—	10	1	—	11
同行援護事業所		—	4	—	—	4
短期入所事業所		—	8	1	2	11
生活介護事業所		—	13	1	3	17
就労移行支援事業所		1	13	2	—	16
就労継続支援（A型）事業所		—	103	6	—	109
就労継続支援（B型）事業所		—	54	4	—	58
共同生活援助事業所		—	13	1	1	15
児童発達支援事業所		2	32	6	1	41
放課後等デイサービス事業所		5	72	9	3	89
計						
〔 実施 68施設・事業所 指摘 61施設・事業所 〕		11 (2.6%)	376 (87.2%)	32 (7.4%)	12 (2.8%)	431 (100.0%)

(4) 監査結果

事業運営に不正等が疑われた1事業者の4福祉サービス事業所に監査を実施し、その4福祉サービス事業所に対して11件の指導を行いました。

指導の主な内容は次のとおりです。

(指導事項)

- ・定員超過の状況が常態化している状況が確認できたので、今後、定員を超えた利用者の受け入れは行わないこと。
- ・児童指導員等配置加算の算定においては、日々の職員の配置状況を確認するとともに、加算要件を満たさない場合は請求を行わないこと。
- ・児童指導員等加配加算の算定においては、日々の職員の配置状況を確認するとともに、加算要件を満たさない場合は請求を行わないこと。
- ・児童指導員等配置加算、児童指導員等加配加算について、過去の状況を精査したうえで、過誤調整すること。

なお、監査の結果、行政処分を相当とする事案は認められませんでした。

4 行政監査

(1) 福祉事務所、市町等の監査

社会福祉法、児童福祉法および「平成30年度福祉行政指導監査実施方針」により、児童福祉行政について行政監査を実施し、改善を図りました。

(2) 実施状況

(平成31年3月31日現在)

区 分	実 施 数	対 象 数
県福祉事務所	0	4
児童相談所	0	5
市町福祉行政	27	29

(3) 指摘事項

① 市町福祉行政

監査を実施した27市町のうち、11市町に17件の指摘を行いました。
内容は次のとおりです。

ア 児童福祉行政事務処理体制の状況	6件 (35.3%)
イ 要保護児童等の把握	1件 (5.9%)
ウ 保育の実施事務処理状況	7件 (41.2%)
エ 保育所運営費の事務処理状況	2件 (11.8%)
オ 入所施設措置費等の事務処理の状況	1件 (5.9%)

表8 市町行政監査の指摘項目および件数

(平成31年3月31日現在)

指摘項目 市 町	事務処理体制の状況	要保護児童等の把握	保育の実施事務処理	保育所運営費の事務処理	入所施設措置費等の事務処理	計
児童福祉行政 実施12市15町 (指摘5市6町)	6 (35.3%)	1 (5.9%)	7 (41.2%)	2 (11.8%)	1 (5.9%)	17 (100.0%)

(注) 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

5 公益法人等立入検査

(1) 公益法人の検査

子ども・福祉部が所管する公益法人のうち、1公益財団法人の検査を実施しました。

(2) 実施状況

(平成31年3月31日現在)

区分	実施数	対象数
公益法人 ^{※1}	1	5
公益社団法人	0	1
公益財団法人	1	4
移行一般法人 ^{※2}	—	5
一般社団法人	—	2
一般財団法人	—	3
計	1	10

(注) 「対象数」は平成30年度当初の子ども・福祉部所管法人数です。

(※1) 新制度の公益社団法人および公益財団法人です。

(※2) 特例民法法人から移行の認可を受けて一般社団法人又は一般財団法人となり、公益目的支出計画を実施中である法人です。

(3) 指摘事項

検査を実施した1公益財団法人について、指摘事項はありませんでした。

6 その他

(1) 社会福祉法人役員および幹部職員研修会

社会福祉法人、社会福祉施設の役職員の資質向上等を図ることを目的に、次の研修を実施しました。

研修会名	日数	対象法人数	参加法人数	参加率
社会福祉法人役員 および幹部職員研修会	1	321	273	85.0%

(注) 対象法人数は、平成30年7月3日(開催日)現在。